

全国健康保険協会(協会けんぽ)の任意継続被保険者の方の保険料額

(令和4年4月分～)

(山梨県)

(単位:円)

標準報酬		報酬月額		健康保険料	
				介護保険第2号被保険者に該当しない場合	介護保険第2号被保険者に該当する場合
等級	月額			9.66%	11.30%
1	58,000	円以上	円未満 63,000	5,602円	6,554円
2	68,000	63,000	73,000	6,568円	7,684円
3	78,000	73,000	83,000	7,534円	8,814円
4	88,000	83,000	93,000	8,500円	9,944円
5	98,000	93,000	101,000	9,466円	11,074円
6	104,000	101,000	107,000	10,046円	11,752円
7	110,000	107,000	114,000	10,626円	12,430円
8	118,000	114,000	122,000	11,398円	13,334円
9	126,000	122,000	130,000	12,171円	14,238円
10	134,000	130,000	138,000	12,944円	15,142円
11	142,000	138,000	146,000	13,717円	16,046円
12	150,000	146,000	155,000	14,490円	16,950円
13	160,000	155,000	165,000	15,456円	18,080円
14	170,000	165,000	175,000	16,422円	19,210円
15	180,000	175,000	185,000	17,388円	20,340円
16	190,000	185,000	195,000	18,354円	21,470円
17	200,000	195,000	210,000	19,320円	22,600円
18	220,000	210,000	230,000	21,252円	24,860円
19	240,000	230,000	250,000	23,184円	27,120円
20	260,000	250,000	270,000	25,116円	29,380円
21	280,000	270,000	290,000	27,048円	31,640円
22	300,000	290,000		28,980円	33,900円

◆令和4年度における協会けんぽの任意継続被保険者の標準報酬月額の上限は、300,000円です。

◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(9.66%)に介護保険料率(1.64%)が加わります。

◆健康保険料率のうち、6.23%は加入者の皆さまのための給付等に充てられる基本保険料率となり、3.43%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

《保険料の納付方法について》

任意継続被保険者の保険料は、納付書により毎月納付する方法のほか、次の方法があります。納付方法の変更に関するご相談などにつきましては、ご加入の協会けんぽ各支部あてにお問い合わせください。

◇ 口座振替による納付：ご指定の金融機関により口座振替(毎月1日)することができます。

◇ 前納による納付：事前に一定期間分を前納(まとめ払い)することができ、保険料が割引きになります。納付期限は前納開始月の前月末となります。

[一定期間分] 6カ月分：4月分～9月分または10月分～翌年3月分

12カ月分：4月分～翌年3月分

～保険料は納付期限までに納めていただくようお願いします～